

由布市との「包括連携協定」提携商品
由布市にお住まいの
皆さまへ



庄内町 男池

身に良い健診、実になる預金
健診きちよくれ
ふく
ゆ〜福定期

取扱店舗 湯布院支店・賀来支店

商品概要

●募集期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日まで

●お預入いただける方

下記条件のいずれかに該当された方とし、お預入はご本人さま名義に限ります。

- 国民健康保険被保険者(由布市民・40歳～74歳)の方で、特定健康診査を受診された方
- 後期高齢者医療被保険者(由布市民)の方で、後期高齢者の健康診査を受診された方
- 由布市が実施する基本健診を受診された19歳～39歳の方
- 由布市が実施するがん検診を受診された方(19歳以上)

●預金の種類

スーパー定期(証書、総合口座、通帳式)

●お預入期間

1年(元金継続および元利金継続の自動継続)

●お預入金額

1口10万円以上 **500万円以内** (お一人さま 500万円以内)

国民健康保険・
後期高齢者医療の健康診査
あるいは若年者健康診査(19歳～39歳の方対象)
またはがん検診を受診されると…

スーパー定期預金1年もの

店頭表示金利

プラス

十年0.15%

地方創生は
大分県民の健康から

お預入いただきましたご預金の一部は
「健康寿命日本一おうえん融資ファンド」
「受動喫煙防止対策融資ファンド まろっと健康」
として大分県民の健康寿命延伸・健康づくりをサポートする
資金へとご活用させていただきます。

大分県信用組合は「健康寿命日本一おうえん企業」登録第1号として
大分県民の健康寿命延伸への取組を支援し地方創生に貢献します!

令和4年4月1日～

令和5年3月31日まで募集中!

●適用金利

特別優遇金利 店頭表示金利 **十年0.15%**

- ①当初お預入の際は新規のお預入に限らせていただき、特別優遇金利の適用は初回満期日までとなります。
- ②但し、初回満期日以降においても、下記確認資料のご提示により特別優遇金利でお預替えいただけます。
※①②ともお預入・お預替え日のそれぞれ原則1年以内に健康診査・がん検診を受診されていることが条件となります。
(ご本人さまからのお申し出が必要となりますのでご注意ください)

【確認資料】

- 健康診査の場合、「国民健康保険被保険者証」または「後期高齢者医療被保険者証」、および「健診結果通知書類」をご提示ください。
 - 基本健診の場合、「結果通知書類など受診日時が記された書類」をご提示ください。
 - がん検診の場合、「結果通知書類」または「健康手帳など受診日時が記された書類」をご提示ください。
- 金融情勢等の変化により特別優遇金利や商品内容を見直す場合があります。

※本預金は預金保険の対象となります。

※当組合の他の優遇金利制度との併用はできません。

※中途解約の際は当組合所定の中途解約利率を適用いたします。

※平成25年1月1日から令和19年12月31日までに受け取るお利息について、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の税金がかかります。(但し、マル優をご利用の場合は除く)

※当組合の職員が通帳・証書または現金等をお預かりする時は「受取証」を発行いたしますので、必ずお受取りください。



街へ暮らしへ 気持ちいっぱい
大分県信用組合



お問い合わせ

右記の支店、または
0120-393-528
URL <https://oita-kenshin.co.jp>

湯布院支店 0977-84-3191

賀来支店 097-549-2272

担当

由布市が 職場の健康づくりを サポートします！



従業員の健康づくりに取り組むことで期待できる効果

由布市では、働く人がいつまでも元気に働き続けるために、従業員の健康づくりへの取り組みを支援しています。事業所にとっても、従業員の健康づくりを積極的に取り組むことは、次のような効果が期待できます。

生産性の向上

働く意欲が高まり、一人ひとりの生産性がアップし、業務効果も向上します。

負担の軽減

従業員の病気が減ると、疾病手当の支払いも減少。長期的に健康保険料負担の抑制になります。

イメージアップ

健康な従業員が増えることは、事業所のブランド価格を高めます。求人の際にもプラスの材料に。

リスクマネジメント

職場の事故予防に繋がります。労災が起きることを抑制することが出来ます。

由布市がサポート出来ること

STEP 1

事業所の健康課題の抽出

市の担当者が事業所の健康課題について聞き取りを行います。健康課題に合わせた講師(専門職)と一緒に考えます。



STEP 2

講師の選定・日程調整

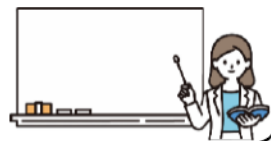
事業所の希望の内容・日時に合うように、市の担当者が講師との連絡調整を行います。



STEP 3

健康講座の実施

講師が事業所の従業員を対象に、勤務形態などに合わせた健康づくりのための講座等を行います。講師の謝金支払いは市が行います。



例えば・・・

- 健診の血液検査で引っかかる従業員が多い
- シフト勤務等で不規則な食事時間になるのが気になる



管理栄養士による講座の実施

- ・食事の食べ方、選び方の講座
- ・コンビニ食を取り入れた健康的な食事の提案など

健康づくりに取り組む事業所を大募集！！

事業所で健康づくりに取り組みたいけど、何をしたらいいかわからない・・・。
従業員の健康は気になるけど、具体的な課題がわからない・・・。

課題や気になりを一っしょに見つければサポートします！！
まずは、お電話やメールでご相談ください。



お問い合わせ

由布市役所健康増進課

TEL: 097-582-1120(直通) email: kenko@city.yufu.lg.jp

